

## 災害時における相互協力に関する協定書

豊中市（以下「甲」という。）と豊中市内郵便局（以下「乙」という。）は、豊中市内に発生した地震その他による災害が発生したときにおいて、円滑な救援活動を遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、豊中市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱い並びに援護活動
- (2) 所管施設及び用地の相互提供
- (3) 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供
- (4) 被災住民等に必要な情報の提供
- (5) 避難場所等への臨時郵便差出箱等の設置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、相互に協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めるものとする。ただし、協力の範囲は甲及び乙のそれぞれの業務に支障をきたさない範囲とする。

### （費用の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対しては、協力した者が特別に要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

### （災害対策本部への参加協力）

第5条 甲は、必要がある場合は乙に対し、豊中市災害対策本部へ情報連絡員として職員の参加を要請することができるものとする。

### （災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策につ

いて協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、甲又は豊中市内の各地域が行う防災訓練等に必要に応じて参加することができるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては豊中郵便局総務担当課長及び豊中南郵便局総務担当課長とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定する。

この協定を証するため、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成12年4月1日

(甲) 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊 中 市 長            一 色 貞 輝

(乙) 豊中市内郵便局代表者

豊中市岡上の町4丁目1番15号

豊 中 郵 便 局 長            劔 持 孝 夫

豊中市穂積2丁目2番8号

豊中南郵便局長            高 下 勝 連